

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第五条第二十八項に規定する施設をいい、以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第五条第二十五項に規定する施設をいい、以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホーム（法第五十二条二十九項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホーム（法第五十二条二十六項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。